

投票区を12から5に 皆さんからの意見を募集します

「添田町選挙投票区再編計画(案)」に関するパブリックコメント

パブリックコメントとは、町の基本的な政策などを形成する過程で、その政策の趣旨、目的、内容などを公表し、広く皆さんの意見を募集し、これを踏まえて町の政策を定めていく制度です。添田町選挙管理委員会では、効率的な選挙事務の執行、頻発する災害に対応できる体制づくりのため町全体の投票区の見直しを行い、現在12ある投票区を5つに再編する「添田町選挙投票区再編計画(案)」を作成・公表しました。この計画(案)に対するパブリックコメントを実施し、皆さんから寄せられた意見を計画の参考とします。なお、計画(案)に対する賛否を問うことが目的ではありません。



■意見を募集する計画

▶添田町選挙投票区再編計画(案)

■計画の入手・閲覧方法

▶町公式ホームページからダウンロード



▶町選挙管理委員会事務局で閲覧

町公式ホームページはコチラから↑

■募集期限

▶令和7年12月26日(金) 17時15分

■意見書を提出できる人

選挙人名簿登載の有無、年齢は問わず、下記要件のいずれかを満たす人が意見書の提出を行えます

▶添田町内に住所を有する人

▶添田町内に事務所または事業所を有する個人と法人
その他の団体

▶添田町内の事務所または事業所に勤務する人

▶添田町内の学校に在学する人

▶添田町に対して納税義務を有する人

▶「添田町選挙投票区再編計画(案)」に利害関係のある人

■計画に示す投票区再編案

再編後の投票区は、次のとおり計画しています

投票区	投票所	対象行政区
第1投票区	添田小学校	野田、添田東、添田中、添田西、峰地、峰地団地、町一、町二、町三、町四、伊原、豊川
第2投票区	中元寺公民館	旧三崎、上中元寺、下中元寺
第3投票区	彦山公民館 (彦山地区総合センター)	英彦山、上落合一、上落合二、下落合、桜田、一ノ宮
第4投票区	津野公民館	上津野、中津野、下津野
第5投票区	オークホール	庄東、庄中、庄上、庄西、峰地北、桜橋、新城、岩瀬、真木、真木団地

添田町の未来を託す大事な選挙の投票日が決まりました

添田町長選挙

添田町議会議員一般選挙

問 添田町選挙管理委員会(☎82-1231/役場総務課総務係内)



投票期日のお知らせ

添田町選挙管理委員会が11月17日に開催され、任期満了に伴う添田町長選挙(任期満了日:令和8年8月21日)と添田町議会議員一般選挙(任期満了日:令和8年7月21日)を同時に行なうことが決定しました。

○選挙日程

選挙期日 令和8年 7月12日(日)

告示日 令和8年 7月7日(火)

○投票できる人

投票できるのは、次の要件を満たした人です。

▶投票日当日に満18歳以上(平成20年7月13日以前に出生)の人

▶令和8年4月6日以前から添田町に住所を有する人(令和8年4月6日までに転入の届出をした人を含む)で、選挙人名簿登録基準日(令和8年7月6日)現在、引き続き添田町に住民登録している人。投票所入場券が送付されても、投票する前に町外へ転出した人は投票できません

※投票時間や期日前投票期間などの詳細は、広報そえだ令和8年6月号でお知らせします。

政治家の寄附行為は禁止されています

○みんなで徹底しよう「三ない運動」

「三ない運動」とは、政治家の寄附について「贈らない、求めない、受け取らない」ということです。公職選挙法の寄附禁止の規定によって禁止されている行為をしないようにし、明るい選挙、お金のかからない選挙を目指しましょう

○寄附行為は禁止されています。有権者が求めてもらいたくありません

公職選挙法では、選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄附をすることは禁止されています。また、選挙区内の有権者が政治家に寄附を求めることが禁止されています

○禁止されている主な寄附行為

	お歳暮やお年賀		秘書などが代理で出席する場合の結婚祝		秘書などが代理で出席する場合の葬式の香典		お祭への寄附や差入れ		町内会の催物への寸志や飲食物の差入れ
	入学祝、卒業祝		落成式、開店祝の花輪		葬式の花輪、供花		地域の運動会などへの飲食物の差入れ		病気見舞い